

## 様式第3号(第12条関係)

## 会 議 録

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 会 議 の 名 称                 | 第28回吉川市都市計画審議会  |
| 開 催 日 時                   | 平成27年12月17日(木)<br>午後2時00分から<br>午後3時45分まで  |
| 開 催 場 所                   | 吉川市中央公民館202研修室  |
| 出席委員(者)氏名                 | 水上欽也、宇田川孝一、水村英夫、飯島義男、立原司朗<br>岩田京子、小林昭子、齋藤詔治、細田哲也、戸田馨<br>大森弁治  |
| 欠席委員(者)氏名                 |   |
| 担当課職員職氏名                  | 都市建設部 部長 関根勇<br>都市建設部 副参事兼都市計画課長 持齋康弘<br>都市計画課 吉川美南駅周辺地域整備担当 主幹 荒川泰弘<br>都市計画課 組合区画整理担当 主幹 木村克芳<br>道路公園課 課長 岡田康幸<br>建築課 課長 鈴木勇<br>河川下水道課 課長 秋谷裕司<br>建築課 課長補佐兼建築指導係長 田中敏昭<br>建築課 開発指導係 係長 中村嘉之<br>都市計画課 都市計画係 係長 中村喜光<br>都市計画課 都市計画係 副主査 會田勉<br>都市計画課 都市計画係 主事 佐藤幸太 |
| 会議次第と会議の公開又は非公開の別         | 1 開会<br>2 議事<br>(1) 会長、副会長の選出について<br>(2) 議第54号越谷都市計画地区計画の変更について<br>(吉川市決定)<br>(3) 議第55号越谷都市計画<br>防火地域及び準防火地域の変更について (吉川市決定)<br>3 閉会<br>すべて公開  |
| 非公開の理由<br>(会議を非公開にした場合)   |   |
| 傍聴者の数                     | 0名  |
| 会議資料の名称                   | 次第、座席表、議案書、参考資料、吉川市都市計画審議会参考資料  |
| 会議録の作成方法                  | <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録<br><input type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録<br><input type="checkbox"/> 要点記録  |
| 会議録確認指定者                  | 水村英夫委員、大森弁治委員   |
| その他の必要事項                  | なし  |
| 審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等) |   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>司会（中村係長）</p> | <p style="text-align: center;">————— 《 開 会 》 —————</p> <p>皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今より、第28回吉川市都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、都市建設部長の関根より委員の皆様にご挨拶を申し上げます。 関根部長、よろしく願いいたします。</p>   |
| <p>関根部長</p>     | <p style="text-align: center;">————— 《 挨 拶 》 —————</p> <p>改めまして、皆様こんにちは。</p>  |
| <p>委員</p>       | <p>こんにちは。</p>   |
| <p>関根部長</p>     | <p>都市建設部長の関根でございます。</p> <p>本来であれば、中原市長が、委員の皆様方にご挨拶を申し上げるべきところでございますが、公務によりまして、本日出席できませんので、恐縮ではございますが、私から一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は、第28回吉川市都市計画審議会に際しまして、委員の皆様方には、年末、何かと大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、この度は、都市計画審議会の委員を快くお引き受けいただき、心から厚くお礼申し上げますとともに、委員の皆様方には、日ごろより、本市の行政運営につきまして、様々なお立場から、格別のご指導、ご協力をいただきまして、重ねて、心から厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本市では現在、中原市長の「価値ある未来を、共に」を合言葉に、「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を将来像とした第5次吉川市総合振興計画に基づき、「市民の幸福感の向上」、「吉川市の価値を高める」、「共にまちを想い、共にまちを創る」を基本理念といたしまして、まちづくりを進めていると</p> |

関根部長

ころでございます。

都市計画部門といたしましては、「人と自然が共生する環境に配慮したまちづくり」を実現するため、総合的かつ計画的な土地利用を推進しており、特に、本市の新たな顔となる吉川美南駅周辺地域につきましては、西口では、土地区画整理事業が完了し、新たな住宅や商業施設の一体的な開発が進められ、着実な人口増加など、本市の発展に大きく寄与しているところでございます。

また、東口につきましては、市の重点施策の一つとして、駅前という恵まれた立地条件を最大限に活かした、新たな市街地形成に向け、地権者の方々のご意見はもとより、市長キャラバンを行い、広く市民のご意見などを踏まえた、土地利用計画案を作成し、現在、早期の市街化区域編入に向けて、関係機関と協議を行っているところでございます。

本日は、古くから本市の発展を支えてきた本吉川地区につきまして、「災害に強く、安全で快適に暮らせるまちづくり」を目標とした、地区計画と準防火地域の指定について、委員の皆様方にご意見を頂戴したいと存じますので、慎重なご審議のほど、お願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いたします。

————— 《 配付資料確認 》 —————

司会（中村係長）

ありがとうございました。

それでは、ここで、本日の会議資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧表をご覧になりながら、ご確認ください。まず、本日の配付資料といたしまして、はじめに、こちらの「次第」でございます。続きまして、「席次表」でございます。続きまして、参考資料の追加資料といたしまして、「経緯の概要」と「諮問書の写し」でございます。続きまして、事前

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <p>司会（中村係長）</p>             | <p>にお配りしております、こちらの冊子の「議案書」、続きまして、「参考資料」、続きまして、こちらの「吉川市都市計画審議会参考資料」でございます。以上でございます。お手元でございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p>  |
| <p>委員</p>                   | <p>はい。</p>   |
| <p>————— 《 委員紹介 》 —————</p> |  |
| <p>司会（中村係長）</p>             | <p>それでは、議事に入ります前に、委員の皆様は、本日はじめて一堂に会することになりますので、私からこちらの吉川市都市計画審議会参考資料インデックス1の委員名簿の順により、委員の皆様方をご紹介させていただきます。お名前を呼ばれた方は、お手数ではございますが、その場でご起立をお願いいたします。</p> |
| <p>水上委員</p>                 | <p>まずはじめに、学識経験者の方々をご紹介させていただきます。都市計画関係から、水上欽也委員でございます。</p>   |
| <p>水上委員</p>                 | <p>水上でございます。よろしく願いいたします。前期に引き続きまして委員を賜りましたのでよろしくお願い致します。</p>   |
| <p>司会（中村係長）</p>             | <p>土木関係から、宇田川孝一委員でございます。</p>   |
| <p>宇田川委員</p>                | <p>宇田川でございます。よろしくお願い致します。</p>  |
| <p>司会（中村係長）</p>             | <p>建築関係から、水村英夫委員でございます。</p>  |
| <p>水村委員</p>                 | <p>水村でございます。よろしくお願い致します。</p>   |
| <p>司会（中村係長）</p>             | <p>商工関係から、吉川市商工会から選出していただきました、飯島義男委員でございます。</p>  |

|          |   |
|----------|---|
| 飯島委員     | はい、飯島です。よろしくお願いいたします。   |
| 司会（中村係長） | 農業関係から、吉川市農業委員会から選出いただきました、立原司朗委員でございます。                          |
| 立原委員     | はい、立原です。よろしくお願いいたします。   |
| 司会（中村係長） | 環境関係から、環境ネットワークよしかわ会員の岩田京子委員でございます。                               |
| 岩田委員     | はい、岩田です。よろしくお願いいたします。   |
| 司会（中村係長） | 続きまして、吉川市議会から選出いただきました委員をご紹介します。<br>建設生活常任委員でもございます、小林昭子委員でございます。 |
| 小林委員     | よろしくお願いいたします。   |
| 司会（中村係長） | 同じく、齋藤詔治委員でございます。   |
| 齋藤委員     | はい、お世話になります。よろしくどうぞ。  |
| 司会（中村係長） | 続きまして、埼玉県から越谷県土整備事務所長の細田哲也委員でございます。                               |
| 細田委員     | 細田です。よろしくお願いいたします。  |
| 司会（中村係長） | 続きまして、市民公募により選出されました、大森弁治委員さんでございます。                              |

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 大森委員      | (一礼)                              |
| 司会 (中村係長) | 同じく、戸田馨委員でございます。                  |
| 戸田委員      | はい、戸田でございます。よろしくお願いいたします。         |
| 司会 (中村係長) | ありがとうございました。                      |
|           | ————— 《 職員紹介 》 —————              |
| 司会 (中村係長) | 続きまして、本日出席しております職員を紹介させていただきます。   |
|           | まず、審議会の幹事といたしまして、都市建設部長の関根でございます。 |
| 関根部長      | 関根です。どうぞよろしくお願いいたします。             |
| 司会 (中村係長) | 次に、都市建設部副参事兼都市計画課長の持齋でございます。      |
| 持齋副参事     | 持齋でございます。よろしくお願いいたします。            |
| 司会 (中村係長) | 次に、建築課、鈴木課長でございます。                |
| 鈴木課長      | 鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。             |
| 司会 (中村係長) | 次に、都市計画課吉川美南駅周辺地域整備担当、荒川主幹でございます。 |
| 荒川主幹      | 荒川です。よろしくお願いいたします。                |
| 司会 (中村係長) | 同じく、都市計画課組合区画整理担当、木村主幹でございます。     |

|          |  |
|----------|--|
| 司会（中村係長） | す。   |
| 木村主幹     | 木村でございます。よろしくお願いいたします。                         |
| 司会（中村係長） | 次に、道路公園課 岡田課長でございます。                           |
| 岡田課長     | 岡田でございます。よろしくお願いいたします。                         |
| 司会（中村係長） | 次に、河川下水道課 秋谷課長でございます。                          |
| 秋谷課長     | 秋谷でございます。よろしくお願いいたします。                         |
| 司会（中村係長） | 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。<br>建築課、田中課長補佐でございます。 |
| 田中課長補佐   | 田中でございます。よろしくお願いいたします。                         |
| 司会（中村係長） | 同じく、建築課、開発指導係中村係長でございます。                       |
| 中村係長     | 中村でございます。よろしくお願いいたします。                         |
| 司会（中村係長） | 次に、都市計画課、會田副主査でございます。                          |
| 會田副主査    | 會田でございます。よろしくお願いいたします。                         |
| 司会（中村係長） | 同じく、都市計画課、佐藤主事でございます。                          |
| 佐藤主事     | 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。                         |
| 司会（中村係長） | 最後に、申し遅れましたが、私は、本日の司会を務めさせて                    |

|          |  |
|----------|--|
| 司会（中村係長） | いただきます、都市計画課都市計画係長の中村でございます。   |
| 司会（中村係長） | <p>以上が、本日出席しております職員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、今回、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、吉川市都市計画審議会の概要についてですね、私から説明させていただきます。</p>   |
| 司会（中村係長） | <p style="text-align: center;">————— 《 都市計画審議会の概要説明 》 —————</p> <p>お手元のこちらの「吉川市都市計画審議会参考資料」インデックス2の「吉川市都市計画審議会の概要」をご覧ください。</p> <p>審議会の設置趣旨でございますが、吉川市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき設置する市の附属機関でございます。主に吉川市に関する都市計画を決定又は変更する際に、市長から付議された都市計画の案が適当か否かを調査・審議し、その結果を市長に答申することを所掌事務とした、公正かつ専門的な第三者機関として設置しているものでございます。</p> <p>これは、市長が都市計画を決定又は変更する前に、第三者機関である都市計画審議会のご意見をお伺いするものでございまして、審議会では、市長から諮問された都市計画の案に対し、審議会として賛成か反対か、また、案に対する付帯意見などを市長に答申する機関でございます。都市計画の案の決定や否決、案の変更などを行う機関ではございませんので、ご了承ください。</p> <p>次に、審議会の所掌事務の説明は、割愛させていただき、委員構成でございますが、審議会は、「吉川市都市計画審議会条例」に基づき、市長が委嘱した委員で組織しております。</p> <p>また、条例により、会長は、学識経験のある者の委員から委員の選挙によって定めることになっており、副会長は、会長が</p> |



|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>司会（中村係長）</p> | <p>指名するものとなっております。</p> <p>次に、審議会の運営でございますが、審議会は、「吉川市都市計画審議会条例」及び「吉川市市民参画条例施行規則」の他、「吉川市都市計画審議会運営規程」を定め、運営することになっております。</p> <p>なお、会議は、「吉川市市民参画条例施行規則」に基づき、原則、公開することになっており、会議の傍聴に関し、「吉川市都市計画審議会の会議傍聴要領」を定めております。</p> <p>また、会議録は、録音機器を使用した全文記録により作成し、作成後、市ホームページなどで公開することになっておりますので、あらかじめ、ご了承ください。</p> <p>簡単ではございますが、以上で吉川市都市計画審議会の概要の説明を終わりにさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">————— 《 定足数確認（会議の成立） 》 —————</p> |
| <p>司会（中村係長）</p> | <p>次に、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>本日の出席状況は、委員11名、全員出席でございます。</p> <p>吉川市都市計画審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の定足数である過半数に達しておりますので、本日の審議会は、成立いたしますことをご報告させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">————— 《 議 事 》 —————</p>  |
| <p>司会（中村係長）</p> | <p>それでは、これより、議事に入ります。はじめに、「(1) 会長、副会長の選出について」を議事とさせていただきます。</p> <p>議事の進行につきましては、会長が決まるまでの間、関根部長に暫定的に仮議長を務めていただき、議事を進めさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、関根部長、こちらに、よろしくお願いいたします。</p>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>仮議長（関根部長）</p>  | <p style="text-align: center;">————— 《 会長・副会長の選出 》 —————</p> <p>それではしばらくの間、仮議長ということで議事を進めさせていただきます。</p> <p>ご協力のほど、よろしく願いいたします。</p>   |
| <p>仮議長（関根部長）</p>  | <p style="text-align: center;">————— 《 会議の公開・非公開の決定 》 —————</p> <p>まず、議事に入ります前に、本日の会議の公開・非公開の決定を行います。</p> <p>本会議は、原則、公開となっております。また、「吉川市市民参画条例施行規則第3条第1項各号」に該当する場合には、一部又は全部を非公開とすることができることになっております。</p> <p>本日の議事であります、「会長・副会長の選出について」、「議第54号越谷都市計画地区計画の変更について」、「議第55号越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」につきましては、いずれも非公開にする案件ではないと思われませんが、ご異議はございませんでしょうか。</p> |
| <p>委員</p>         | <p>異議なし。</p>   |
| <p>仮議長（関根部長）</p>  | <p>よろしいですか。ありがとうございました。それでは、「異議なし」ということで、本日の会議はすべて公開ということで進めさせていただきます。</p> <p>事務局、傍聴人はいらっしゃいますか。</p>   |
| <p>事務局（會田副主査）</p> | <p>はい、傍聴人は、いらしておりません。</p>  |
| <p>仮議長（関根部長）</p>  | <p style="text-align: center;">————— 《 会長の選出 》 —————</p> <p>はい、それでは、傍聴人はいないということで、それでは、これより、「会長、副会長の選出について」を議事といたします。</p>  |

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>仮議長（関根部長）</p> | <p>会長につきましては、先ほど司会から説明がありましたが、吉川市都市計画審議会条例の規定により、学識経験のある者から選挙によって選出することとなっております、また、副会長につきましては、会長が指名することとなっておりますが、選出方法などを含めまして、ご意見など、ございませんでしょうか。</p> |
| <p>水村委員</p>      | <p>よろしいですか。</p> <p>前回、やっていただいた、会長さんに、また、会長やっていただければと思うんですけど。</p>   |
| <p>仮議長（関根部長）</p> | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、水上委員を会長にというご推薦がございました。皆様、ご異議はございませんでしょうか。</p>  |
| <p>委員</p>        | <p>異議なし。</p>   |
| <p>仮議長（関根部長）</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、水上委員に会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>これにて、会長が決定いたしましたので、私の仮議長の職を辞させていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p>                               |
| <p>司会（中村係長）</p>  | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、水上会長、こちらの会長席の方に移動していただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それではここで、水上会長にご挨拶を頂戴したいと存じます。水上会長、よろしくお願いたします。</p>                              |
| <p>水上会長</p>      | <p style="text-align: center;">————— 《 水上会長挨拶 》 —————</p> <p>只今、委員の皆様のご推挙によりまして会長の職責を賜りま</p>   |

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>水上会長</p>     | <p>した水上でございます。よろしくお願いをいたします。</p> <p>今年度、第1回の審議会となりますが、委員の皆様方にはご理解とご協力を賜りまして、本会を進めさせていただきたいと存じますのでよろしくお願いをいたします。甚だ簡単であります。ご挨拶に代えさせていただきます。</p>  |
| <p>司会（中村係長）</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>これからの議事進行につきましては、吉川市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、水上会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いするわけではございますが、ここで、これからの議事進行につきまして、水上会長と調整させていただきたいと存じますので、議事の途中ではございますが、申し訳ございませんが、1時25分まで、会長と今後の議事進行につきまして調整させていただきます。ここで、暫時休憩とさせていただきますので、ご了承ください。それでは、暫時休憩とさせていただきます。すいませんが、少しお待ちくださいませ。</p> <p style="text-align: center;">（暫時休憩）</p> <p style="text-align: center;">————— 《 議事の再開 》 —————</p> |
| <p>水上会長</p>     | <p>それでは、大変お待たせをいたしました。休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>これより第28回吉川市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、年末何かと大変お忙しい中をご出席賜りましてありがとうございます。委員の皆様方のご協力をお願いいたしまして、会議を進めてまいりたいという風に思いますのでよろしくお願いをいたします。</p>   |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>————— 《 副会長の選出 》 —————</p>   |
| 水上会長   | <p>まず、「副会長の選出について」でございますが、先ほど関根部長から説明がありましたように、会長が副会長を指名することになっております。</p> <p>私といたしましては、宇田川委員にお願いしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>   |
| 委員     | <p>異議なし。</p>  |
| 水上会長   | <p>ありがとうございます。宇田川委員さんよろしいでしょうか。</p>   |
| 宇田川委員  | <p>はい。</p>  |
| 水上会長   | <p>それでは宇田川委員さんに副会長をお願いしたいと存じます。宇田川委員さん、こちらの席に移動していただきたいと思っております。それで、ひと言ごあいさつをお願いいたします。</p>  |
| 宇田川副会長 | <p>いま会長の方からご指名いただきました宇田川と申します。私事で申し訳ないんですけど、吉川町の時代に2年間都市計画課長として赴任して、その時と比べると、すごい、25年、月日が経つのが早く、すごい変わったと感じたと、車で来るときに見まして感じた、ということで、会長を補佐しながら一生懸命やらさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> |
|        | <p>————— 《 署名委員の指名 》 —————</p>  |
| 水上会長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日の会議録の署名委員を決めたいと存じます。</p> <p>はじめに、事務局より署名委員についての説明をお願いいたします。</p>   |

|           |   |
|-----------|---|
| 事務局（中村係長） | <p style="text-align: center;">————— 《 署名委員の説明 》 —————</p> <p>それでは、私から説明させていただきます。</p> <p>本審議会の会議は、先ほどご説明いたしました但公開となつており、また、会議録につきましても、公開の対象となつております。</p> <p>なお、会議録の作成につきましては、吉川市市民参画条例施行規則の規定によりまして「会議録を作成するときは、審議会の長が指定した者により会議録の確認を得るもの」となつております。</p> <p>この規定に基づきまして、会長が指名した委員さんが、会議録の署名委員として、後ほど事務局が作成します、会議録をご確認いただき、会議録に署名をいただくということになります。以上でございます。</p> |
| 水上会長      | <p style="text-align: center;">————— 《 署名委員の指名 》 —————</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、吉川市市民参画条例施行規則の規定により、私から署名委員を指名させていただきます。</p> <p>はじめに、「水村委員さん」、引き続きまして、「大森委員さん」以上、お二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p>   |
| 水村委員・大森委員 | はい。   |
| 水上会長      | ありがとうございます。では、お二人に署名委員をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。  |
| 水上会長      | <p style="text-align: center;">————— 《 議案審議 》 —————</p> <p>それでは、これより本日の議案について、審議してまいりたいと存じます。審議は、慎重かつ効率的に進めてさせていただきます。</p>  |

水上会長

きたいと存じますので、ご協力のほど、お願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。「議第54号越谷都市計画地区計画の変更について」と「議第55号越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」の両案は、同じ区域での関連している案件でございますので、幹事から一括して説明をお願いいたします。

————— 《 議案の説明 》 —————

幹事（持齋副参事）

副参事兼都市計画課長の持齋でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。座ってご説明をさせていただきます。

それでは、今回は委員改選後、最初の都市計画審議会となりますので、議案の説明に先立ちまして市の都市計画の概要について簡単にご紹介させていただきます。

スクリーンの方ご覧ください。少し細くてわかりにくいんですが、赤枠で囲まれている区域、都市計画図の着色されている区域が、吉川市の市街化区域でございます。都市計画では、区域区分と言いまして、おおむね10年以内に計画的に市街化を図る地域を市街化区域として定めてございます。この吉川市の市街化区域の面積は、687ヘクタールでございます。この687ヘクタールという数字は、市の面積の約2割です。この2割の市街化区域に、市の人口の8割以上の市民の方が居住してございます。非常に吉川市ではコンパクトな市街地を形成しております。

このなかで、現在行われている市街地の開発事業というのが、中央付近の赤い枠で示しております、吉川中央土地区画整理事業でございます。面積が約75ヘクタールございまして、計画人口が約5000人でございます。現在のところ、約80%ぐらいまで事業が進捗している状況です。

また、日本全体といたしましては、人口減少に伴う諸課題が非常に課題となっている昨今でございますが、吉川市は現在県

幹事（持齋副参事）

内でも、もっとも人口が増加している自治体でございます。昨年度も、1, 200人以上の人口の増加がございまして、この12月時点で人口が71, 000人を超えました。国立の社会保障人口問題研究所の推計によりますと、今後も2035年まで吉川市の人口は増加が続くというように推測されております。

こういった人口増加の大部分の受け皿となっているのが、平成24年にこちらの吉川美南駅が開業いたしました。この吉川美南駅の周辺の地域でございます。市の都市計画マスタープランでも、この地域はさまざまな都市機能を集積する複合新拠点として位置づけられているところでございます。

平成23年にこちらの三角形のですね、82ヘクタールあるんですが、吉川駅南土地区画整理事業、URが施行した区画整理が完成いたしました。さらに平成24年には約30ヘクタールある、この操車場の跡地の区画整理ですね、こちらの区画整理事業も完成いたしました。現在のところ、いずれの地区もおおむね順調にビルドアップが進んでおります。

こういった中で、さらにこちら、東口側の方でも、開発の機運が高まってきてますことから、約60ヘクタールの新たな土地区画整理事業を事業化するために早期のこの地域の市街化区域の編入に向けて、今、関係機関との調整を進めているところでございます。

また、この後、議案でご説明いたしますが、吉川市内でももっとも古くから、舟運等で発展してきた中心市街地が、こちらの中川沿いの赤い枠で示した平沼周辺地区でございます。この地域では、狭隘道路や建てこんだ建築物等の存在が防災上の課題になってございまして、地元のまちづくり協議会の活動によりまして、順次、地区計画と準防火地域の導入を図っているところでございます。

つづきまして、最後に市内の都市計画道路の状況についてご



幹事（持齋副参事）

説明いたします。ちょっとこちらのスクリーンだけだと分かりにくいので、お手元の都市計画図も一緒にご覧ください。

市内には、15路線の都市計画道路がございまして、全部で延長が23キロございますが、このうちの約70%の延長の部分がすでに整備済みとなっています。たくさんあるんですけど、特に4車線の幹線道路というのが吉川市内に3路線ございまして、まずひとつが、越谷市と、市の東部地域をダイレクトに結ぶ越谷吉川線でございます。それから、中川沿いを走る県道葛飾吉川松伏線のバイパスとなる三郷吉川線です。それから江戸川をわたる新たな路線となる三郷流山線でございます。これらの3路線がございまして、このうち、三郷吉川線については、こちらの三郷市境のところから関小学校の付近までがすでに整備済みとなっております。平成24年には、武蔵野線をくぐるアンダーパスが完成いたしまして、市の南北方向の交通の便も大変良くなったところでございます。それからこちらの越谷吉川線、吉川橋は市内でも最も混雑度の高い箇所でございますが、現在、埼玉県が、その吉川橋の改修工事を実施しているところでございます。また先ほどご説明いたしました、吉川中央土地区画整理組合、それから、吉川市のそれぞれ越谷吉川線の建設事業にこちらの区間で着手してございまして、橋の完成に合わせて全線が開通する予定となっております。

なお、こちらの三郷流山線につきましては、市内区間につきましては、現在のところ未着手の状況となっております。

以上、雑駁ではございましたが、最初に吉川市都市計画の概要についてご説明させていただきました。

ではこれから、議第54号、第55号の2つの議案につきまして、関連がございまして一括してご説明をさせていただきます。

議案の説明をさせていただく前に、本吉川地区の概要について、ご説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。

幹事（持齋副参事）

赤枠で囲まれております区域が、今回、都市計画の変更についてご審議いただく本吉川地区でございます。区域の面積は、約10.7ヘクタールでございます。本地区は、JR武蔵野線吉川駅から北西に約1.3km程度の場所に位置してございまして、中川の水運や街道の陸運で古くから栄えまして、吉川を中心市街地としてまちの発展を支えてきた平沼周辺地区の一部でございます。

その反面ですね、古くから栄えたことによりまして、道路等の都市基盤施設が、整備が十分でないまま現在の市街地が形成されまして、その結果、道路の幅員が狭く、建物も密集していることから、火災時の延焼の危険性など防災性の向上の課題を抱えている地区でございます。平成4年に、平沼周辺地区の良好な市街地の形成を実現するために、地元の代表の方々に構成される、平沼周辺地区まちづくり協議会が発足いたしました。そして、本地区のまちづくりについてこれまで検討を進めてまいりました。これまでに、平沼周辺地区、先ほどの図面で赤枠で囲んでた全体では40.7ヘクタールあるんですけど、この全体を6つに区分いたしまして、順次、地区計画等の指定を検討してまいりましたが、平成27年2月9日に、協議会から市長あてに本吉川地区の地区計画及び準防火地域の協議会案が提出されたことを受けまして、今回の都市計画の手続きを進めているものでございます。

続きまして、本吉川地区の上位計画について、ご説明をさせていただきます。引き続き、前方のスクリーンをご覧ください。

本吉川地区の上位計画は3つございます。お手元の参考資料の3ページも併せてご覧ください。

まず、1つ目の第5次吉川市総合振興計画では、土地利用構想における住宅系地域として次のように書かれてございます。

「既存の住宅系市街地における都市基盤施設の整備充実による住環境の改善を図るとともに、計画的な開発を実施した地区に

幹事（持齋副参事）

については住環境の維持増進を図ります。また、人口増加に対応した宅地供給を進めつつ、地区状況に応じた適正かつきめ細やかな土地利用を誘導し、地域に根差した個店や商業施設などとの調和を図り、良好な住環境を有する市街地形成に努めます。」このように位置づけられております。

2つ目の越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針というものがございまして、市街地において特に配慮すべき土地利用の方針というものがございまして、「良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善又は建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区などについては、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの景観の維持、形成を図る。」とされております。また、「埼玉県地域防災計画に定められた、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間整備など、防災都市づくりを推進する。特に、都市基盤の整備や、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域・準防火地域の指定を推進する。」このように位置づけられております。

4ページをご覧ください。3つ目の吉川市都市計画マスタープランでは、まず、土地利用において、住宅系地域の住環境改善ゾーンとして、「古くから市街地が形成され、建築物が密集している地区については、地区計画制度等の活用、道路の拡幅整備や公園等の公共空間を確保し、防災面や安全面にも配慮した住環境の改善を図ります。」このように位置づけられております。

つぎに、都市防災においては、「建物が密集した既成市街地等の防災上危険な市街地は、狭い道路の拡幅整備や空地整備、不燃化の促進等により延焼防止に努めます。」、「民間建築物における耐震性・不燃性の向上を促進します。特に延焼拡大の危険性

|           |  |
|-----------|--|
| 幹事（持齋副参事） | <p>のある地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。道路に面した塀は、倒壊しにくい生垣等の設置に努めます。」と位置づけられております。このような、上位計画に基づきまして、本吉川地区では地区計画、防火地域及び準防火地域の変更を行います。</p>   |
| 幹事（持齋副参事） | <p>それでは議案について、説明をさせていただきます。「議第54号越谷都市計画地区計画の変更について」でございますが、こちらは、吉川市が定める都市計画でございます。資料は、議案書の3ページになります。</p> <p>始めに、地区計画という制度につきまして、簡単ですがご説明をさせていただきます。地区計画とは、建物を新築や改築をするときの細やかなルールを定めることによって、地区の特性を活かした住環境に誘導していくためのまちづくりの手法でございます。</p> <p>本案の主な内容についてご説明いたします。「名称」は「本吉川地区地区計画」でございます。「位置」は吉川市大字吉川字屋敷付の一部、大字平沼字町西側の一部及び大字関字根村の全部でございます。「地区計画の目標」につきましましては、防災性の向上を図るとともに、良好な住環境の形成や街並みの創出を図るため、本地区の状況及び特性を考慮しつつ、土地利用及び建築物等を規制、誘導し、「災害に強く、安全で快適に暮らせるまち」を目指すものでございます。次の「区域の整備、開発及び保全に関する方針」には、「土地利用の方針」と「建築物等の整備の方針」を定めております。ここでは、第一種住居地域の10.1ヘクタールをA地区、近隣商業地域の0.6ヘクタールをB地区とし、これらの方針の達成を目指します。</p> <p>次に、それぞれの地区の制限内容であります地区整備計画の内容について、ご説明させていただきます。資料は、議案書の4ページでございます。まず、「建築物等の用途の制限」でござ</p> |

幹事（持齋副参事）

いますが、住宅地及び身近な商店街としての良好な市街地環境の形成保全を図るために、用途地域で制限している建築物の用途に加えて、地区計画でさらに建築物の用途を制限するものがございます。A地区につきましては、店舗、飲食店、事務所に供する部分の床面積が500㎡を超えるもの。その他、自動車修理工場、ボーリング場、スケート場、ホテル、旅館、自動車教習所、ガソリンスタンドなどを制限するものがございます。B地区につきましては、店舗、飲食店、事務所に供する部分の床面積が1,500㎡を超えるもの。その他、自動車修理工場、ボーリング場、スケート場、ホテル、旅館、自動車教習所、マージャン屋、ぱちんこ屋、風俗営業等を営む施設などを制限するものがございます。次に、「建築物の敷地面積の最低限度」でございますが、これは敷地が細分化していくことによりまして居住環境の悪化を防止することを目的といたしまして、A地区、B地区共通で、敷地面積の最低限度を130㎡とするものがございます。こちらには例外規定を設けておりますが、これは市のまちづくり整備基準条例の制限と同等の制限になるように設けてございます。次に、議案書の5ページをご覧ください。「壁面の位置の制限」につきましては、良好な街並み景観の形成を図るとともに特に災害時の避難通路の確保と延焼の軽減を目的としておりまして、すべての地区に共通して、道路境界線及び隣地境界線から0.5m以上としております。この中でも、計画図に示す「道路A」は県道葛飾吉川松伏線ですが、この道路に面した箇所では、歩道面からの高さが2.5m以下の部分の軒、庇や出窓などについても制限をするものがございます。次に、「壁面後退区域における工作物の設置の制限」は、県道葛飾吉川松伏線の歩道と一体となった連続的に有効な歩行者空間を確保することを目的としてございます。A地区、B地区とも、計画図に示す「道路A」の県道葛飾吉川松伏線に接する敷地については、道路境界線から0.5mの壁面後退した区域のうち、

幹事（持齋副参事）

歩道面から2.5m以下の空間には、かき、柵、塀、門、広告物、看板、自動販売機といった交通の妨げになる工作物の設置を制限するものでございます。ただしですね、公益上必要な交通標識ですとか、容易に移動が可能な、プランターボックスにつきましては対象外としております。次に「建築物等の高さの最高限度」でございしますが、これは良好な住宅地としての日照や通風、採光等を確保することを目的としてでございます。A地区につきましては、10m以下まで、B地区につきましては、14m以下、地階を除く階数が4以下までに制限するものでございます。なお、A地区につきましては、既存のマンションが1棟ございましてこれに配慮するために、ただし書きを設けております。次に「建築物等の形態又は意匠の制限」は、秩序ある街並み景観の形成が図られるように、A地区、B地区共通で、屋外広告物や外壁、屋根の色については、周辺の景観との調和に配慮したものに努めるよう制限するものでございます。最後に「かき又はさくの構造の制限」につきましては、これは緑豊かな街並みを創出するとともに、震災時の防災を考慮してございます。A地区、B地区共通で、道路及び隣地に面する部分のかき又はさくの構造は、生け垣あるいは透視可能な柵に制限するものでございます。以上が「議第54号越谷都市計画地区計画の変更について」の説明でございます。

続きまして、「議第55号越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」でございしますが、こちらも、吉川市が定める都市計画でございます。

まず、防火地域及び準防火地域の内容についてご説明させていただきます。防火地域及び準防火地域とは、建物が密集する都市の防災、不燃化等の重要な課題に対応するための制度でございます。防火地域及び準防火地域に指定されますと、指定区域内の建物を道路や隣地からの距離ですとか、建物の規模や階数に応じまして、火災に強い建物にしていただき、延焼による

幹事（持齋副参事）

火災被害の軽減を目指すものでございます。それでは、今回の防火地域及ぶ準防火地域の変更内容について、ご説明させていただきます。議案書の9ページをご覧ください。本地区の変更理由といたしましては、住宅などの建物が密集しており、防災性の向上を図るうえで、建物の不燃化を促進し、火災の危険性を防除するとともに、延焼火災からの安全確保のために、建物を構造の面で規制しながら、災害に強いまちづくりを推進するために、本吉川地区の約10.7ヘクタール全域を、準防火地域に指定する案としております。準防火地域に指定されますと、たとえば2階建ての一般的な住宅の場合では屋根のほかにはすね、隣地境界線や道路境界線に近接する部分の壁ですとか開口部つきまして一定の防火措置を講じる必要がございます。以上が、「議第55号越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」の説明でございます。

引き続きまして、議第54号、第55号の2つの議案に関する都市計画の手続きについて、簡単ですがご説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

まず、今年のですね、8月18日から8月31日まで、関係権利者を対象に都市計画法第16条第2項及び吉川市地区計画の案の作成手続に関する条例の規定に基づきまして、地区計画について原案の縦覧を行いました。結果、縦覧者は4名でございました。また、縦覧期間中の平成27年8月23日に説明公聴会を開催したところ、2名の出席者がございました。また、8月18日から9月7日まで、関係権利者から意見を伺うため意見書の提出期間を設けましたが、意見書の提出についてはございませんでした。

それから、関係機関との協議といたしまして、9月4日に防火地域及び準防火地域の変更について地元消防長と協議を行いまして、9月7日付けで「支障なし」との回答をいただいております。次に、9月30日に地区計画の変更、防火地域及び準

|           |  |
|-----------|--|
| 幹事（持齋副参事） | <p>防火地域の変更について埼玉県知事と協議を行いまして、10月20日付けで「支障なし」との回答をいただいております。</p> <p>次に、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、11月4日から11月18日まで、地区計画と防火地域及び準防火地域について都市計画の案の縦覧を行いました。地区計画についての縦覧者は1名、防火地域及び準防火地域についての縦覧者はおりませんでした。また、17条第2項の規定に基づく、意見書の提出はございませんでした。以上で案の説明を終了させていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>   |
| 水上会長      | <p style="text-align: center;">————— 《 質 疑 》 —————</p> <p>ありがとうございました。ただいま幹事から議案の説明がありました。これから議案につきましては一議案ごとにご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。</p> <p>まずはじめに、議第54号越谷都市計画地区計画の変更について委員の皆さま方からご意見、ご質問等を承りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしくお願いいたします。ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。</p> |
| 水上会長      | <p>特に54号の地区計画の変更については、「ご意見なし」ということでよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員        | <p>（意見なし）</p>  |
| 水上会長      | <p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>それでは続きまして、議第55号越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更について委員の皆様方にご意見、ご質問等を承りたいと存じます。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p>   |



水上会長

齋藤委員。

齋藤委員

54号並びに55号を様々そういったものを規制するわけですが生活において。理想的なまちづくりを目指して、まちづくり協議会があったり、地元住民が参画して。用途の変更なり地域の変更はよろしいんですが、基本的にはね、まちづくりの根本について、これまで言ってますけども、なぜこれをしなければいけないのかという原則論に立ち返りますと、吉川の、先ほど説明で非常に区画整理なんか順調に進んでおりまして、大変すばらしい住環境がいくつかできて。この地域についてはまず環境はだめなんですね。やむを得ないからこういう形にして建築制限をして。行政としても、生活で多少でも防災の少しでも補助になればということを進めていると思うんですね。ですからこの資料なんか見ると、中身はやはりまちづくりの根本的なものの解決っていうものがね、何らかの形で謳われているんだけど、道路は本当に1mないような道路に住宅が建築されていたり、行き止まりとかあったり、大変悪い地域なんです。そのためにこういう形で、地区計画で、1つの縛るというわけではないですけど、それに甘んじたんですね。本当に防災をするためには、どんなあの準防火地域にしようが、ただし今回は10m未満とか14mの高さ制限だとか、非常に資産価値をこう、抑えるといいますかね、いつも思うんですが、この辺は、将来はリバーサイドタウンでね、大きな視点でものを見たときに、これをけなすわけではないんだけど、そういうような要素ってものをなんらかで1回つけるとかしてね、これをやったからもう安心だって言ったら大間違いなんです。1日も早く道路を4m何本か、再開発までは難しいとしても生活者のための路線。聞くところによりますと、道路が広がり車がどんどん入ってきちゃ困るんだっていう意見もあるんですね。それはそれなりに

|           |  |
|-----------|--|
| 齋藤委員      | <p>今の公団の区画整理なんかを見ると行き止まり路線もあったりするんだけど。根本的な対応を今後積極的に推進しなきゃならないのかなという観点から質問っていえば質問なんですけど、取り組みについてお伺いしたいと思います。</p>  |
| 水上会長      | <p>分かりました。地区計画や準防火地域の指定に伴って、この区域の中の環境整備をどのような形で誘導していくのかというようにご意見という風に私は受け止めていますけど、委員さんよろしいでしょうか。そんなことでよろしいですか。そしたら副参事兼都市計画課長よろしくお願いします。</p>  |
| 幹事（持齋副参事） | <p>地区計画の中でも、当然、齋藤委員がおっしゃっていたように、地区施設として6mの道路でありますとか、公園を位置づけることも不可能ではないんですね、制度としては。ただどうしてもそうすると全面買収したりですね、一部部分買収によって敷地が相当小さくなって地権者にも負担が大きくなるものですから、やはり今回の地区計画の案を練る中では、合意形成が難しかったというのが現状なんです。区画整理などをやろうとしても、先ほどやむを得ないという話がありましたが、事業費が大きすぎますとか減歩もどうしても少しは出てくるということから、非常に難しかった話もありますし。ただ、現状はですね、確かに狭い道は多いんですけど、なんとかその消防活動に、大きな支障がでないレベルの道路整備の水準だとか消防水利の設備水準等は確保してございますので、今のところ地区計画のなかで道路とか公園の位置づけというのは考えてございません。</p> |
| 水上会長      | <p>委員さんいかがでしょうか。</p>   |
| 齋藤委員      | <p>ありがとうございます。十二分に理解はしてるんですけど、と</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 齋藤委員 | <p>にかくこう、今回のエリア以外も含めてね、とにかくどうにもならない地域なんですね。たしかに中央病院さんができたものですから、非常に周辺がすっきりしたりしておりますけども。やはりこう、これはこれなりに、54号、55号は結構なんです。ただ積極的にこのようなものを対応していく努力というの。ここに書いてあるものは、要するに根本の解決にはつながらないのでして、いつまでも現在の法律の中で延命措置といえますかね、皆さんの命がちょっと守られると、絶対に守られるわけではないんで。やらないよりはやったほうがいいのは分かってるんですけども、そんな形で、今回のような形でやっていきますと、なお再開発の時もできにくい、それはそれでその時に解決すればいいんでしょうけども。高さの制限もされる。一回一回具申の方が多いんですけどね。本当にこれ、私なんかはこれやったからじゃあ本当に防災の面で役立つのかと言いますが、やらないよりはいいってことはわかるんですけども、もう少しこう違った意味で積極的に今後そちらの方も検討をお願いしたいなという意見なんです。</p> |
| 水上会長 | <p>ただいまのご発言については、ご意見ということで承りたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>  |
| 水上会長 | <p>そのほかにご意見やご質問等はございますか。<br/> 特段よろしいですか。<br/> ありがとうございます。</p>  |
| 水上会長 | <p>————— 《 議第54号議案について採決 》 —————</p> <p>それでは他にご意見やご質問等もございませんので採決に移らせていただきたいと存じます。採決は議案ごとに行ってまいりたいと思いますのでよろしくお願ひをいたします。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 水上会長 | <p>まず、「議第54号越谷都市計画地区計画の変更について」を採決いたしたいと思います。案について、賛成することにご異議ございませんでしょうか。</p>  |
| 委員   | <p>異議なし。</p>  |
| 水上会長 | <p>ありがとうございました。本審議会では、議第54号の議案について、ご異議ないものと認め、案のとおり「賛成」と決定いたします。</p>  |
| 水上会長 | <p>————— 《 議第55号議案について採決 》 —————</p> <p>つづきまして、「議第55号越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」を採決いたしたいと思います。賛成することにご異議ございませんでしょうか。</p>  |
| 委員   | <p>異議なし。</p>  |
| 水上会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>本審議会では議第55号の議案についてご異議ないものと認め案のとおり賛成と決定いたします。ありがとうございました。</p>                                     |
| 水上会長 | <p>本日用意されました議案につきましては以上をもちまして終了いたしますけども、本日、市長から諮問されました、すべての議案が審議を終了いたしました。審議会において、ご決定いただきました議案の審議結果につきましては、私から市長あて、</p> |
| 水上会長 | <p>速やかに、答申をさせていただきますので、ご了承願います。これにて議長職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>  |

| ————— 《 その他 》 ————— |  |
|---------------------|--|
| 水上会長                | <p>それである、せっかくの機会でございますので、審議会の議案は終了させていただきますけども、こういった機会はなかなか持てないと思いますので、委員の皆さま方から、特に市の中の都市計画の内容について、もう少し聞いておきたいというようなご意見ご質問等がありましたら、時間の限りもございますが、私は聞いておきたいということがございますれば、ご質問等を受けさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> |
| 岩田委員                | <p>今回この議案の方を読ませていただいて、特に意見するところないなと思いながら読んでいたんですけども、地区計画を変えたり準防火地域とかをまた順次増やしたりする場合、毎回審議会にかけるんですかね。そういう決まりになっているんでしょうか。</p>   |
| 幹事（持齋副参事）           | <p>毎回かけることになります。</p>   |
| 岩田委員                | <p>かけて、決まって初めて。</p>  |
| 幹事（持齋副参事）           | <p>もちろん審議会です承いただいて、それから内部的に市長の決裁をいただいて決定する形になります。</p>  |
| 岩田委員                | <p>分かりました。ありがとうございます。</p>  |
| 戸田委員                | <p>すいません、同じような質問なんですけども、この審議会の委員として応募させていただくときに、何年か前だったと思うんですね。それまで何にも連絡もなくてこうした形でこういう議案で審議会を行うということで。私、応募したときに美南駅、吉川美南駅の東口の開発についてということで、論文みたいな小論文みたいなものを提出させていただいた記憶があるんです</p>                            |

|           |  |
|-----------|--|
| 戸田委員      | <p>けども、そちらについての何か審議会だと思い込んで今日来たんですね。それで何年か経ってこうした審議会があって、今の質問と同じようなものになるんですけど、その意義みたいなものを聞かせていただきたくて。今同じようにこうした審議会があって、プレゼンしていただいて、その質問とかも、よく分かりやすい説明があったので特に疑問とかもなくこうして審議させていただくまでもない形だったんですけども。こうした審議会を持つ意義というかそういったものを少し。</p> |
| 幹事（持齋副参事） | <p>今回たまたま地区計画の決定についてご審議いただいたわけですがもろもろのそういった都市施設をつくる場合とかですね、そういったものを都市計画決定していく場合も当然ご審議いただくこととなります。今のところ、美南駅の東口の事業につきましては、ちょっと、先ほどご説明させていただいた関係機関との調整が遅れている事情がございます、ただ、今のところのスケジュールでは、来年度中に、都市計画決定を予定しているところでございます。</p>            |
| 戸田委員      | <p>先ほど岩田さんの方がおっしゃっていたようにそうした新しい地区を決定するためにはこの審議会というのが必ず必要で、流れとしてこれをしなければならないというようなことでよろしいですか。審議会をやらなければならないと、決定していくためには。</p>  |
| 幹事（持齋副参事） | <p>はい。都市計画決定をするためにはこちらの審議会に諮問させていただくこととなります。</p>   |
| 戸田委員      | <p>わかりました。</p>   |
| 水上会長      | <p>都市計画法の中にですね、公共団体が将来のまちづくり等に</p>   |

水上会長

ついて、例えば市街化区域と調整区域だとか、これを線引きと言っていますけれども、それから用途地域、各地域に低層住居地域だとか商業地域だとかそれをまとめて用途地域と言っていますけれども、そういったものの施設、あるいは道路、公園、河川、それから下水、こういった施設を位置づける時にはですね、必ず原案をその自治体が作成しまして、市民の皆さん方に公聴会なり説明会なりでもってさらに意見を聞く場を求めて、そして最終的にこの審議会という所に市長が諮問をしてここで了解ということであれば市長の方に答申をして、そこで初めて市長の方から告示行為として定まっていくということに大きく分けるとそんな形になるわけですね。それでございますので、行政が原案を作ってからこの審議会の席にのるまでの間というのは、かなり地元の地権者をはじめ関係権利者さんとの調整等、あるいは関係する公共団体との調整も図りながら行っていくので、長いものについては2、3年で決まれば。例えば区画整理事業等ではいろいろ農業調整だとか、経済の財政等の問題もございますので、そういったところの意見を聞きながらかけていきますので、非常に時間を要するというのがあります。ここで定まって、市長が、あるいは県知事が告示をすれば初めてそこで都市計画法に基づいてその施設や地域地区が定まると。それによって今度はそれぞれ建築基準法等いろいろそれぞれの法律がありますけれども、そういったものによって整備が行われるという状況になっております。大きくはそんなところですね。

戸田委員

分かりました。この審議会の議案というのが今回出てきたものだって、もし決まっていたのであれば、私も情報収集をしなかったのは私の方にも問題はあるんですけども、縦覧期間っていうものがあったり、説明の機会があったりっていうことを全く分からなかったのもしそうしたことをあらかじめ言って

|           |  |
|-----------|--|
| 戸田委員      | <p>いただければ、私も参加出来たりしたので、そういったことは教えてほしかったなというのは希望としてあります。</p>  |
| 水上会長      | <p>そういう意味ではこの審議会の重要性というのは大変大きいものなのかなということをご理解いただければという風に思います。</p>  |
| 戸田委員      | <p>わかりました。ありがとうございました。</p>   |
| 水上会長      | <p>よろしいでしょうか。そのほかにございますでしょうか。<br/>大森委員。</p>  |
| 大森委員      | <p>市民参加の大森ですけども、2つだけ質問します。こういう地区計画というのが計画されて縦覧かけましたよね。かけるっていう広報はどのように回覧しているんですかっていうのが一点と、それから分かればさっきの質問のように参加できるわけですよね。なので縦覧かけますよとか、そういう、いつからいつまでとか、そういうことを市民に知らせてるんですか、という点と、縦覧で、縦覧に来た方が意見を出した場合、何か不服があるから意見を出すんでしょうけど、その場合、出された意見はどのように処理するんですかという二点質問します。</p> |
| 幹事（持齋副参事） | <p>一般には、市の広報紙の方には縦覧期間はこの期間ですよという掲載はさせていただいております。それから市の都市計画課のホームページの方にも掲載させてもらってます。あと地域の方に対しては、郵送です、この期間に縦覧を行いますということを周知させていただいております。それから縦覧期間に、もし意見書が提出された場合の対応ですが、その意見の内容について様々な意見が出てくる場合があるんですけど、この本計画に関係あるものなのか、ないものなのか、内容をふりわ</p>                             |



|           |   |
|-----------|---|
| 幹事（持齋副参事） | <p>けました上で、ひとつひとつの内容についてこの都市計画審議会に内容をお諮りしていく形となります。</p>  |
| 大森委員      | <p>私は申し上げますと、その内容を知っていたものですから、そういう手続きをですね。我々市民参加には教えてほしかったなと思ったので質問しました。申し訳ないです。たぶん市民は分からないと思うんですよね。いつからいつまで。広報をなかなか見る機会がないので。</p>  |
| 水上会長      | <p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にありませんか。もしよろしければこれで終了させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。それでは本日は長時間にわたりましてありがとうございました。</p>   |
| 司会（中村係長）  | <p style="text-align: center;">————— 《 閉 会 》 —————</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で本日の審議会の内容は、すべて終了いたしました。閉会にあたりまして、関根部長より、委員の皆様にお礼のごあいさつがございます。よろしく申し上げます。</p>  |
| 関根部長      | <p>はい。委員の皆様方、本日は、長時間にわたりまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>おかげさまをもちまして、本日の議案につきましては、会長から答申をいただいた後、来年の1月に都市計画の変更の決定を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、本年度2月27日をもちまして、今日、最初で最後という形になってしまいますが、2年間の任期が満了となりまして、今回の審議会が、最後でございます。先ほど貴重なご意見をいただきましたので、今後の審議会の方に役立っていきたいなあというふうに考えております。</p> |

|          |   |
|----------|---|
| 関根部長     | 今後ともですね、委員の皆様方には、格段のご指導と、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。<br>委員の皆様方、長い間、本当誠にありがとうございました。            |
| 司会（中村係長） | ありがとうございました。これもちまして、第28回吉川市都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆様、大変お疲れ様でございました。お忘れ物のないようですね、お気を付けてお帰りくださいませ。本日は、ありがとうございました。 |

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 1 月 19 日

署名委員

水村 英夫

署名委員

大森 舟 治